平成２５年（再イ）第１９号
札幌市中央区南17条西８丁目２番38―２号
再生債務者　杉本　千乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１号
横浜市青葉区奈良２丁目15番地１グリーンヴィラⅢ106
再生債務者　川原　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１３号
神奈川県海老名市国分北１丁目２番１―303号
再生債務者　久米　博司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３号
和歌山県紀の川市久留壁206番地５
再生債務者　谷口　茂喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第５号
熊本県玉名市伊倉北方2432番地８
再生債務者　橋本　昌文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（再イ）第６号
熊本県玉名市伊倉北方2432番地８
再生債務者　橋本　由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月24日　熊本地方裁判所玉名支部

独立行政法人物質・材料研究機構公告

平成25年６月６日

独立行政法人物質・材料研究機構
理事長　潮田　資勝

独立行政法人物質・材料研究機構の任期制職員給与規程の一部変更

任期制職員給与規程の一部を平成25年３月26日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当機構ホームページ（http://www.nims.go.jp/）により公表する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年６月６日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

1．⑶㉓のうち、ニを次のとおり改める。

ニ　北海道ＥＴＣ夏トクふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	4,200円	5,300円

㈢　実施する期間

平成25年６月７日から同年10月28日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成25年７月16日、平成25年８月13日、平成25年８月14日、平成25年８月15日、平成25年９月17日、平成25年９月24日及び平成25年10月15日。

㈡　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第25―３号

電気計器の型式について、平成25年５月22日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成25年５月22日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3792号	普通電力量計	ＪＤＲＭ13―Ｒ	株式会社ジェルシステム	交流単相３線式	100	30	50，60
第3793号	普通電力量計	Ｆ２ＹＷＦ―ＲＡ	ＧＥ富士電機メーター株式会社	交流単相３線式	100	60	50，60
第3714―１号	普通電力量計	Ｍ５ＣＭ―ＲＬ	三菱電機株式会社	交流単相３線式	100	120	50，60
第3715―１号	普通電力量計	Ｍ５ＣＭ―ＲＬ		交流三相３線式	200	120	50，60